

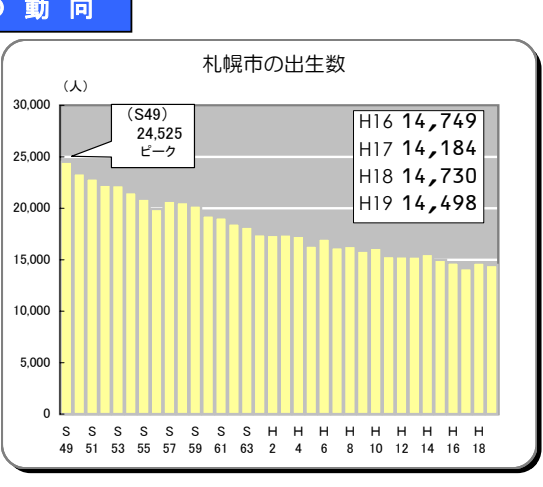
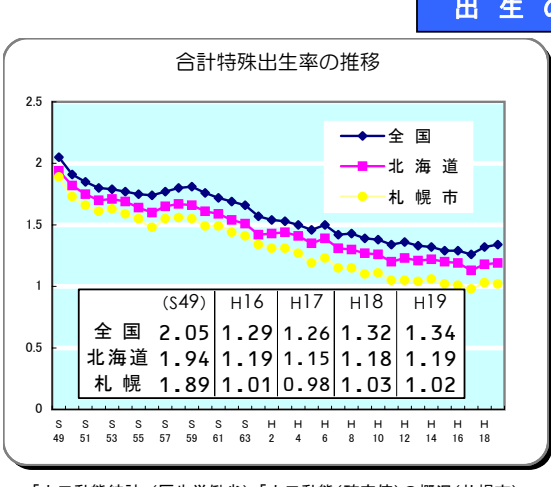
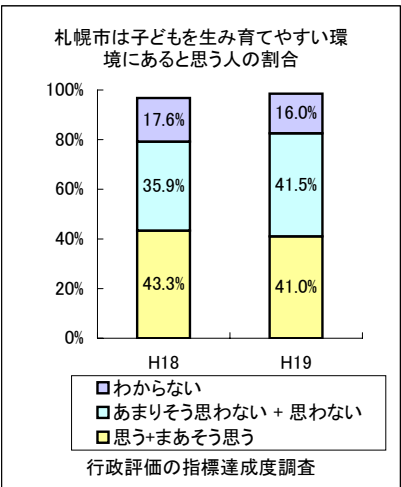
さっぽろ子ども未来プラン 実施状況総括表（平成19年度実績・20年度見込）

基本理念

子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち
札幌市では、地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちの成長していく輝きが、世代を越えたすべての市民を結び、未来を照らすまちを目指します。

基本的な視点

- ① 子どもの視点
- ② 次世代を育成する長期的な視点
- ③ 社会全体で支援する視点



	基本目標数	5	基本施策数	19
計画当初	個別事業数	200 (再掲事業除く)	うち目標設定事業数	118
18年度	個別事業数	205 (再掲事業除く)	うち目標設定事業数	119
	事業廃止による新規追加事業	▲1		4
19年度	個別事業数	216 (再掲事業除く)	うち目標設定事業数	127
	事業廃止による新規追加事業	▲1		12
20年度	個別事業数	224 (再掲事業除く)	うち目標設定事業数	135
	事業廃止による新規追加事業	▲4		12

基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり									
基本施策		・「個別事業」の19年実績	【指 標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)
1 安全な妊娠・出産への支援			【 受 診 率 】	H15: 93.7%	92.2%	91.9%	92.3%	94.7%	増やす
・19年10月から、妊婦一般健康診査の公費負担を、1回から5回に拡充									
・特定不妊治療費助成において、助成回数及び金額の拡充や、助成を受ける夫婦の所得制限を緩和									
2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援			【新生児訪問実施率(第1子)】	H15: 78.1%	85.9%	84.0%	83.8%	93.9%	H24:増やす
・19年7月より第1子を中心として行っていた新生児訪問の対象を生後4か月までの全出生児に拡大									
・医療機関から育児支援が必要との情報により家庭訪問を実施(「保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業」)									
3 子どもと母親への健康支援			【受診率(4か月児)】 【受診率(1歳6か月児)】 【受診率(3歳児)】 【食教育教室実施保育所の割合】	H15: 98.1% H15: 89.1% H15: 86.7% H15: 70%	99.4% 87.1% 87.1% 76%	99.5% 91.1% 87.9% 82%	99.6% 94.5% 91.0% 85%	99.3% 95.4% 91.5% 100%	増やす 増やす 増やす H21:100%
・各区保健センターにおいて、「乳幼児健康診査」を実施									
・すべての保育所(187か所)で食育教室を実施									
4 小児医療の充実									
・長期療養児支援として、療育相談事業及び日常生活用具給付事業を実施									
20年度 個別事業に関する特記事項									
●は、20年度の主な取組 ■は、個別事業の新規追加 ▲は、個別事業の統合及び廃止 0・0 はプランの体系の 基本目標-基本施策「」は個別事業名									
●1-1「妊婦一般健康診査」 妊婦の健康状態を一層把握するため、健診の助成内容を一部変更した。(C型肝炎抗体検査・生化学的検査(グルコース)追加、血液学的検査の助成廃止) ■1-2「育児不安保護者支援事業」 子育てに不安や困難を感じている保護者等を対象に、児童相談所職員(精神科医師、児童福祉司・心理司)司会によるミーティングや、育児プログラムの提供などの支援を行う。 ●1-3「予防接種の推進」 はしかの予防接種については、平成20年度から5年間の措置として、中学1年生及び高校3年生の年齢にあたる方(各年度中に13歳及び18歳となる方)を対象とした定期接種を実施 ●1-3「たのしい保育所給食の推進」 保育所給食関係者を対象に北海道型食生活について研修を行う。									
19年度 妊婦一般健康診査及び特定不妊治療費助成の拡充による安全な妊娠・出産への支援、生後4か月までの全出生児に対する「新生児訪問」を通して育児不安の軽減、子どもの食べる力を育むための保育所における食育教室の開催など、健やかに生み育てる環境づくりに努めた。									
20年度 妊婦一般健康診査項目の拡充やはしかの予防接種の充実など妊婦や子供の健康支援を行うとともに、育児不安保護者支援事業の新規実施など、育児不安の軽減と虐待発生予防への支援などの取組も進めていく。									

基本目標 2 子育て家庭を支援する仕組みづくり									
1 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開			【(地域型を含む子育てサロン)設置済みの小学校区の割合】	58%	68%	79%	86%	90%	100%
・地域主体の子育てサロンの立ち上げを支援(「地域型子育てサロン」)									
・「区保育・子育て支援センター(愛称:ちあふる)」を東区に開設									
2 経済的な支援の取組み			【設 置 か 所 数】	0か所	0か所	0か所	3か所	4か所	5か所
・「児童手当」の支給額を3歳未満の児童について、法の改正により10,000円(以前は第1・2子なら5,000円)に拡充									
3 家庭生活と職業生活の充実			【 受 講 者 数 】	H16:年300人	301人	444人	518人	556人	H18:年400人
・再就職を目指す女性を対象に、セミナー、職業相談、職業紹介、職場定着支援までを含めた総合的支援を実施									
4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実			【保 育 所 定 員 数】 【整備済施設数】	H16(4月) H15:15,195人 H16:125館	H17(4月) 15,585人 129館	H18(4月) 15,980人 136館	H19(4月) 16,730人 144館	H20(4月) 17,015人 155館	H22(4月) 17,550人 145館
・「認可保育所整備事業」による新築や増改築等で、保育所定員285人増									
・「児童会館・ミニ児童会館整備事業」でミニ児童会館11館整備									
5 特別な援助を要する家庭への支援			(実 施 人 数)	H15:872人	(853人)	(812人)	(996人)	(1,334人)	
・発達に心配のある子どもへのグループ指導による療育支援事業(さっぽ・こども広場)を保健センター・児童会館など18か所で実施									
20年度 地域型子育てサロン」子育てサロンの設置を更に進めるとともに、安定運営のための支援を行う。 ■2-2「特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業」 子育て世帯に対する経済的負担を軽減するため家賃の補助を拡大 ▲2-3「起業家講座」 ■2-3「ワーク・ライフ・バランス(WLB)取組企業応援事業」 企業におけるWLB(仕事と生活の調和)の取組を促進する事業を創設 ●2-4「放課後子どもプラン」 プランの策定と、プランに基づき放課後の居場所の確保や児童会館等の事業内容をより良くするための取組を行う。 ●2-5「療育支援事業(さっぽ・こども広場)」 北・東区保健センターの開催回数を月1回から2回に、児童会館などの開催会場を7か所から10か所に増 ■2-5「豊明高等養護学校における教育の充実」 定員増と必要な教室の整備を行う。									
19年度 4月に4か所目となる区保育・子育て支援センター(愛称:ちあふる)を東区に開設したほか、子育てサロン設置済みの小学校区の伸びも堅調であった。保育所については、285人の定員増を図ったほか、「ミニ児童会館」11館の整備などを実施した。									
20年度 地域主体の子育てサロン設置の推進と支援、乳幼児等に対する医療費助成の拡充、保育所の定員を360人増とするほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組む企業を応援する事業の実施や、「放課後子どもプラン」策定を行うなど、子育て家庭を支援する仕組みづくりの充実を図る。									

さっぽろ子ども未来プラン 実施状況総括表（平成19年度実績・20年度見込）

基本目標 3

豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

基本施策	・「個別事業」の19年実績	【指 標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)	
1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成	・ 条例の制定に向けて、条例検討会議を設置。答申をもとに素案のパブリックコメントを実施するとともに、説明会等を数多く開催	【 児 童 虐 待 予 防 地域協力員数】	H15: 4,384人	4,873人	6,041人	6,580人	7,377人	7,000人	20年度 個別事業に関する特記事項 ●は、20年度の主な取組 ■は、個別事業の新規追加 ▲は、個別事業の統合及び廃止 ○・◇ はプランの体系の 基本目標-基本施策 「 」は個別事業名 を 表 す ■3-1「夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託」 平成20年4月1日より、夜間・休日における児童虐待通告への初期対応の調査を2か所の児童家庭支援センターに委託 ■3-2「札幌市子どもを守るネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下での対応を目的に法に基づき設置 ▲3-2「児童虐待予防・防止連絡会議」は「札幌市子どもを守るネットワーク会議」に再編移行
2 子どもを見守る地域の連携	・ 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、児童虐待予防地域協力員を養成する研修を実施								
3 子どもに関する相談・支援体制の充実	・ 子どもアシストセンターにおいて、電話・メール・面談による相談を実施 ・ 児童家庭支援センターにおいて、24時間の電話相談を実施								

基本目標 4

次代を担う心身ともにたくましい人づくり

1 多様な体験機会の拡大（体験を広げる）	【 参 加 者 数 】 大 志 塾 子どもワンダーランド ミニ さ っ ぽ ろ	H15: 48人 H17: 237人	57人	137人 237人	186人 5,429人	167人 5,577人 4,428人	200人 300人 H22:5,000人	■4-1「子どもの映像制作体験事業」 ■4-1「子どもの美術体験事業」 ■4-1・4-2・4-4「みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業」 ■4-1「アジア学生交流事業」 ●4-2「こどものまち『ミニさっぽろ』事業」 本格的な体験活動を可能にするため、職業体験ブースの一部について、民間企業等による企画・運営を実施 ▲4-4「市民スキー山及びスケート場設置運営補助事業」 ●4-5「不登校対策事業」 スクールカウンセラー相談時間を拡充。スクールカウンセラーの一層有効な効果的な活用の在り方について分析・検証を行う。	
2 自立を促す企画・参加型体験事業の充実（挑戦する）									・ 大志塾や子どもワンダーランド、ミニさっぽろなどの参加型体験事業を実施
3 思春期の心と身体の健康づくり									・ 思春期の児童・生徒・学生等を対象とした「思春期ヘルスケア事業」や「思春期特定相談事業」などを実施
4 子どもの活動を支援する環境の整備									・ 幼稚園・小・中学校に、「家庭教育学級」を開設 ・ 「学校・地域連携事業」を通じ、学校と地域の連携による地域教育力の向上を進めた。
5 魅力ある学校教育の推進									・ 「札幌市幼児教育振興計画策定」事業の一環で「札幌市の幼児教育振興を図る新たなしくみづくり」を策定

基本目標 5

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1 快適な生活空間の整備	【整備済みの地下鉄駅数】 (片側ホームのみの設置駅は含まない。)	H15: 37駅	39駅	42駅	43駅	45駅	46駅	●5-2「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を20年度中に制定すべく検討を進める。 ■5-2「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業」 児童会館や地域型子育てサロンと隣接する既設公園の中に、地域やサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備 ▲5-1「冬の公園利用活性化事業」
2 子どもの安心・安全の確保								

19年度総括

プランの4年目にあたる19年度は、妊婦一般健康診査の公費負担の回数・内容の拡充、保育所の定員増など、プランに掲げる各施策に沿って事業を実施しており、着実に推進している。また、新たに取り組むワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する企業を応援する事業や、児童虐待に対応するための児童家庭支援センターに夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託などについても検討し、積極的にプランの推進に努めた。一方、市民意識調査における「札幌市は子どもを生み育てやすい環境にあると思う人の割合」は、18年度と比較して若干減少しているという状況になった。これまでも、進捗状況の管理とともに、市民の子育てに対する多様なニーズや社会情勢の変化などを見極めながら、各事業内容などの見直しや変更を行っているところであるが、引き続き検証、検討を重ねることや、子どもに係わる事業・制度の市民への広報・周知に力を注ぐことも必要である。

今後の取組等

本プランを着実に進めることを基本とし、「第2次新まちづくり計画(平成19年度～22年度)」における政策目標「子どもを生み育てやすく、健やかにはぐくむ街」において重点化が図られた事業も含め、引き続き、限られた財源の中で、次世代育成支援対策をより効率的、積極的に推進していく。例えば、保育所や子育て支援の制度・体制、母子保健施策、子育てと仕事の両立、学校教育や特別支援教育、いじめ・不登校や児童虐待への対応、放課後の居場所づくりなど、既存の事業や制度の充実を図るとともに、市民ニーズや変化する社会情勢などを踏まえた事業の見直し・再検討を進めながら、子どもを生み育てやすい環境づくりを目指していく。

19年度

児童虐待に対応するため、児童虐待防止・予防に関する事業の再検討を行った。「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向け、検討会議を設置。条例素案へのパブリックコメントを行った。

20年度

子どもの権利については、一層の周知を図るとともに、条例制定を目指す。その他、児童虐待の対応については、児童相談所と児童家庭支援センターが連携し、児童虐待通告への24時間対応を強化する。

※(仮称)札幌市子どもの権利条例」は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を正式名称として、20年第3回定例市議会で制定